

公益社団法人日本超音波医学会休会に関する申合せ

(平成10年9月11日理事会承認)
 (平成21年8月21日理事会改正)
 (平成25年4月1日理事会改正)
 (平成25年8月23日理事会改正)
 (平成27年8月7日理事会改正)
 (平成28年5月28日理事会改正)
 (平成29年3月10日理事会改正)

- 1 本申合せは、公益社団法人日本超音波医学会正会員以外の会員の休会に関する事項を定める。
- 2 本会の正会員以外の会員は、海外留学またはその他の理由(長期の病気療養・育児・介護など)で、本会の会員としての義務を遂行できない場合は、休会とすることができる。
 - 一 休会の間は本会会員としての権利を停止する。
 - 二 休会の間は会費は免除とする。
 - 三 休会の間は学会誌の発送は停止する。
- 3 休会の申請をしようとする正会員以外の会員は、本会ホームページの「休会承認願」の次の各項目を休会開始の2カ月前迄に入力しなければならない。

なお、下記の書類を原則としてPDF等の電子ファイルとして事務局に送信しなければならない。

 - 一 所定の休会承認願
 - 二 休会承認願の理由と期間を証明する書類の写し(海外留学の場合－招聘先からの書類の写し、病気療養の場合－医師の診断書、育児・介護などの場合－出産を証明する母子手帳の写し、要介護状態を証明する書類の写しなど)
 - 三 出産及び育児のための休会期間は、最長で子供が満3歳に達する年度までを限度とする。ただし、1回の出産及びその育児のために通算で3ヶ年度を超えて休会することはできない。
- 4 休会は、理事会の議を経て理事長の承認があったときに効力が生ずる。
- 5 休会期間終了日をもって、休会終了とする。
 - 一 休会終了後、本会会員は、すみやかに当該年度の会費を納入しなければならない。
 - 二 会費納入を確認後、本会会員としての権利を復活する。
 - 三 会費納入を確認後、休会期間終了日以降に発行する学会誌を発送する。
- 6 休会の期間を延長する必要がある場合には、再度「休会承認願」を送信し承認を得なければならない。
- 7 休会終了日前に休会の理由がなくなった場合には、すみやかに「休会復帰届」を送信する。休会の理由がなくなった日をもって休会終了日とする。
- 8 この申合せの改廃は、会員資格審査担当理事の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この申合せは、平成10年9月11日から施行する。

附 則

この申合せはの改正は、平成21年8月21日から施行する。

附 則

この申合せはの改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この申合せの改正は、平成25年8月23日から施行する。

附 則

この申合せの改正は、平成27年8月8日から施行する。正会員については休会制度は廃止するものとする。ただし、施行日において休会中の正会員については平成27年度中については、会費の免除に関する取扱いについては継続するものとする。

附 則

この申合せの改正は、平成28年5月28日から施行し、遡って平成28年4月1日から適用する。

附 則

この申合せの改正は、平成29年3月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。